

認定サロン規約

第1条 目的

本協会は、「認定サロン」制度を設け、アイブロウワキシング技術の健全な普及と業界の信頼性向上を図ることを目的とする

第2条 定義

本規程における用語の定義は、以下のとおりとする

1. 「アイブロウワキシング」とは、眉毛をデザインし、ワックスを用いて産毛やムダ毛を根元から処理し、眉毛を整える施術をいう
2. 「認定サロン」とは、本協会が定める基準を満たし、認定を受けたアイブロウワキシング施術を行う施設をいう

第3条 認定サロンの申請基準

申請には以下の全ての要件を満たす必要がある

1. 協会の会員であること（賛助会員を除く）
2. 管轄保健所による美容所登録を受けていること
3. 施術者が美容師免許を保有していること
4. JEBLA カリキュラムを修了していること
5. 1級取得者を最低1名、2級取得者を含めて施術スタッフを構成すること。
6. 技術管理責任者を1店舗に1名配置すること（講師は最大5店舗まで兼任可能）
7. 施術商材は協会の自主基準に適合していること

第4条 認定料および入会金・年会費

認定料および入会金年会費は、協会が別に定める「会費・認定料規程」に基づき、会員種別および入会時期に応じて適用される金額とする

第5条 申請及び認定の流れ

1. 提出書類：認定サロン申込書、在籍スタッフ名簿、全メニューリスト、美容所適合確認書の写し、施設の図面および写真
2. 協会による書類審査および必要に応じた現地調査
3. 審査合格後、登録料等を納入することで認定完了とする
4. 登録は1年ごとの更新制とし、毎年12月に更新手続きを行う

第6条 会員特典

1. 認定デジタルバッジおよび登録証の交付
2. セミナー参加費割引
3. 協会 HP への店舗情報掲載
4. 安全基準および運営情報の提供
5. JEBLA ロゴや関連素材の無償提供

第7条 認定サロンの役割と責務

1. 認定サロンは、本協会の理念と活動趣旨に賛同し、アイブロウ技術の健全な普及と業界全体の発展に協力するよう努めること
2. 店舗内外において JEBLA 認定サロンであることを明示し、認知向上に貢献すること
3. 認定ロゴや名称の使用にあたっては、協会の定めるガイドラインに従うこと広報協力
4. SNS やホームページ、印刷物等において、JEBLA の理念や活動内容の広報協力を積極的に行うことトラブル対応責任の明確化
5. その他、協会からの要請があった場合には、可能な範囲で連携と協力を行うよう努めること
6. 安全で信頼性の高い施術を常に提供するよう努めること
7. トラブル発生時には、サロンの責任で迅速かつ適切な対応を行うこと

第8条 登録の更新および変更

1. 登録の更新を希望する場合、12 月末までに次の手続きを行うこと：年会費納入、現況報告書の提出
2. 登録情報に変更があった場合は速やかに協会へ届け出ること
3. 店舗移転の場合は新たな図面・写真等を提出すること

第9条 登録の取消および資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する場合、認定登録は取り消されることがある

1. 申請基準を満たさなくなり、是正が見込まれないとき
2. 協会の信頼を損なう行為があったとき
3. 法令違反により是正勧告を無視したとき
4. 年会費未納・必要書類未提出が 6 ヶ月以上続いたとき
5. その他、社員総会が取消を妥当と判断したとき

第10条 登録の取消および閉店届

1. 取消希望時は1ヶ月前までに「登録取消届」を提出すること
2. 閉店時は「閉店届」を提出し、顧客情報を適切に破棄すること

第11条 附則

1. 本規約は、社員総会の議決を経て改訂することができる
2. 未定義事項は、社員総会の判断による
3. 認定サロンでのトラブルは原則、当該サロンの責任で解決するものとし、協会は必要に応じて助言を行うが、法的責任を負わない
4. 本規約は予告なく追加・変更することがある

本規約は2025年6月1日より施行する